

○國學院大學大学院学生協定留学及び認定留学に関する規程

平成13年8月1日

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院学生の協定留学及び認定留学について必要な事項を定める。

(協定留学及び認定留学の定義)

第2条 この規程において協定留学とは、本学との間に学生交換協定を締結している外国の大学（以下「協定校」という。）への留学をいう。

2 この規程において認定留学とは、学長が認定した外国の大学（以下「認定校」という。）への留学をいう。

3 認定校の承認は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長の承認を必要とする。

(出願資格)

第3条 大学院前期課程又は後期課程の在学者で指導教員の許可を得た者又は推薦を受けた者は、協定留学及び認定留学の出願をすることができる。

(出願手続)

第4条 留学を希望する者は、所定の募集期間内に留学願及びその他必要な書類を大学院事務課に提出しなければならない。

(審査及び留学の許可)

第5条 留学の許可は、大学院国際交流委員会の審議を経て、研究科委員会及び大学院委員会の承認を得た後、学長がこれを行う。

(留学の期間)

第6条 留学の期間は、在学する課程（前期及び後期）ごとに原則として1年以内とし、その期間を修業年限に算入する。

(留学終了時の提出書類)

第7条 留学を終了した者は、留学終了の日から1カ月以内に次の書類を提出しなければならない。

(1) 留学終了届

(2) 留学先大学発行の履修科目成績・単位証明書

(3) 所定の報告書

(4) その他必要な書類

2 提出された報告書は、留学終了後 1 年以内に所属する研究科の大学院紀要に掲載するものとする。

(単位の認定)

第 8 条 留学中に修得した履修科目の単位は、研究科委員会の承認を得て、前期課程在学者は 10 単位、後期課程在学者は 4 単位を限度に修了に要する単位として認定することができる。

(協定留学中の学費)

第 9 条 協定留学及び認定留学中の本学の学費は、所定の金額を納入しなければならない。

2 協定留学及び認定留学に参加する学生に対し、奨学金を支給することができる。

3 前項に規定する奨学金制度については、別に定める。

(留学の取消)

第 10 条 留学中の者が、次の各号に該当する場合は、研究科委員会及び大学院委員会の承認を得た後、学長が留学の許可を取消することがある。

(1) 留学中成業の見込みがない者

(2) 留学目的に著しく反する行為を行った者

(3) 本学の学費納付等定められた義務を怠った者

(4) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

(事務担当)

第 11 条 この規程に関する学内事務は大学院事務課が担当し、留学先大学との折衝及び留学期間中の事務は国際交流課が担当する。

(規則の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。